

商品概要説明書

成年後見支援貯金無利息型<決済用>

(令和7年4月1日現在)

商品名	・成年後見支援貯金無利息型<決済用>
ご利用いただける方	・個人のお客様で、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設における「指示書」の発行を受けた方。
期間	・期間の定めはありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 当JAの口座開設店でのみ、預入できます。 1円以上 1円単位
払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額 (3) その他	<ul style="list-style-type: none"> 当JAの口座開設店窓口でのみ、払戻できます。 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いとなります。 家庭裁判所による「指示書」に記載された金額とします。 公共料金等の自動引落、インターネットバンキング契約等は、ご利用できません。
利息	・無利息となります。
手数料	・定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、当JA所定の手数料(取扱手数料および振込手数料)がかかります。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 定期交付金の支払手段※として、定時自動送金または振替サービス「振込」の利用ができます。ただし、家庭裁判所による「指示書」が必要です。 ※生活費等 毎月一定額を、別途成年被後見人名義の普通貯金口座へ、振込・振替するもの。
貯金保険制度 (公的制度)	・貯金保険制度により全額保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店(所)または金融部(電話:定時自動送金または振替サービス「振込」を利用する場合、)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対応する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JA銀行相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJA銀行相談所にお申し出ください。</p> <p>山口県弁護士会仲裁センター (電話:083-922-0087)</p> <p>広島弁護士会仲裁センター (電話:082-225-1600)</p> <p>福岡県弁護士会紛争解決センター (北九州)(電話:093-561-0360) (福岡)(電話:092-791-1840) (久留米)(電話:0942-30-0144)</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)</p> <p>第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588)</p> <p>第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249)</p> <p>民間総合調停センター(大阪府) (JA銀行相談所を通じてのご利用となります。上記JA銀行相談所にお申し出ください。)</p>

	<p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1口座とします。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・ATM（現金自動貯込機）を利用したお取扱いは、口座開設店舗が管理するATMを利用した入金と記帳のみ可能です。 ・当JAの口座開設店窓口でのお取り扱いに限定いたします。 ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月26日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A山口県